



税制改正で外形標準課税の対象に中小企業を加える！？

✧ はじめに

9月から急に涼しくなり、朝晩は肌寒いぐらいの季節になってきました。

とは言え昼間はまだまだ暑い日もございます。季節の変わり目ですから体調管理にはご注意ください。

さて、この10月1日で事務所開設2周年を無事迎えることができました。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

2周年を迎えてこの1年間を振り返り、思いつくまま書き綴りたいと思います。

✧ ワンポイント解説

今月は外形標準課税について取上げます。

最近ニュースでもよく取上げられており、多くの企業に影響する内容です。

現在大企業に限定している赤字企業にも課税する仕組みを、中小企業にまで広げることが検討されております。

まだまだどうなるかはわかりませんが、影響を受ける企業が多いため、事前情報としてご覧ください。

✧ 最後に

1. お問い合わせについて

2. スタッフコラム

ワンポイント解説

I. 税制改正について

毎年12月半ばに税制改正大綱が発表されますが、最近税制改正の改革案がニュースで頻繁に取上げられております。

今回の改正にあたって、政府は法人税の実効税率を来年度から数年間で20%台まで引下げる！と方針を打ち出しました。一方で代替財源はどうするのか？という問題がございます。つまり減税するのと同等の税収の確保が必要となります。

今回は改正案（税収確保案）のうち外形標準課税について取上げます。

1. 外形標準課税とは？

外形標準課税は、平成16年4月から導入されました。現在は資本金1億円超の会社が対象であるため、あまり馴染みがないかも知れません。導入時は資本金500億円の会社が1億円まで一気に減資するなど話題となりました。

外形標準課税の特徴は課税対象が利益だけではないことです。通常は「利益」を対象に課税しますので赤字だと均等割りだけで済みました。しかし、外形標準課税は「企業の規模（資本金や従業員給与の金額等）」に対して課税する部分がございます。

そのためニュースでよく取上げられ『赤字法人に対しても課税する』と表現されます。

2. 中小企業を対象に・・・

現在は資本金1億円超の大企業のみが対象ですが、今回この外形標準課税制度を、対象を中小企業にまで広げてはどうか？という議論が行われております。

日本の99%の会社が資本金1億円以下となっていることから大きな反対が予想されます。

一方で、これだけの会社を課税対象に加えることが

できれば、減税の代替財源として計算できると政府は考えているかも知れません・・・。

3. 税金の計算方法

外形標準課税の計算方法で追加されるのは付加価値割と資本割で、その計算方法は下記のようになります。

(1)付加価値割

$(\text{給与} + \text{利息} + \text{賃借料} \pm \text{単年度損益}) \times 0.504\%$

(2)資本割

$\text{資本金等の額} \times 0.21\%$

上記のように計算の要素として『従業員に支払う給与額』に対して課税する部分があるため、現在政府が奨励している賃金アップをすれば、結果的に納税額が増えるという状況は、相反すると指摘されており改正は一筋縄ではいかないと考えられます。

4. 最後に

仮に改正する場合、全ての中小企業が対象となるのかそれとも一定の資本金額以上の企業を対象とするのかはまだ決まっておりません。

全ての企業に影響がありますので、今後どうなっていくのか注目すべき点です。

II. 無事2周年を迎えることができました。

10月1日で事務所開設2周年を無事迎えることができました。ありがとうございます！

2周年を迎えてこの1年間を振り返り、思いつくまま書き綴りたいと思います。

1. 事務所通信 Guidepost

昨年10月1日の1周年と同時に開始した事務所通信も、1年間毎月欠かさず継続することができました。

確定申告時期や5月申告時期は一時休刊の可能性

もございましたが、一度決めたことを曲げるべきではないという思いで継続することができました。

皆様方からの励ましや労いのお言葉を頂戴したことが何より大きかったと思います。

ご愛読ありがとうございます。これからもよろしくお願い致します。

2. 社長の熱意

様々な企業にご訪問させて頂き社長とお話しさせて頂きますが、社長のタイプは様々だなあと感じます。

規模拡大を目指し休みなしで頑張る社長。リスク管理を重視し、急速な規模拡大よりも安定的な成長を目指す社長。効率的な経営を目指し、改善事項はその場で1つずつ改善していかないと気が済まない社長。様々なタイプの社長がいらっしゃいますが、やり方は違えど熱意に溢れている社長の企業ほど活気がある気がします。

とは言え社長 1 人で熱意を持っていけば良いわけではありません。その熱意=理念をどのように社員に伝え、理解してもらい、理念を共有できるかが非常に重要だと考えます。

これが出来ている会社ほど活気があります。会社の中にいる社長は、共有できているのかどうか実感しにくいと思いますが、私は客観的な立場で見れますので、私なりのチェックポイントで確認しております。

では弊所はどうなのか？理念をしっかりと共有できているのか？皆様にどう見られているのか？今度には私自身が主観的に見てしまうのでわからない部分があるのが正直なところです。客観的に見られて気付いた点などございましたら、アドバイスを頂ければと思います。

3. 数字の管理（経理業務？）はしっかりと

社長が数字に強い企業ほどスピーディな対応が可能です。別に領収証の整理や経理業務をするべきだと言っている訳ではございません。よく言う必要な数字だけしっかりと抑えるというものです。

よくお話しする中で話題に出てくる下記項目について答えられることができますか？ある程度は即答して頂きたい項目ですが、即答できなかったとしてもどの資料を見ればわかるといった具体的な資料は浮かびましたでしょうか？これができないと管理ができていないと言われても仕方ありません・・・。

(1)売上関係

1 ヶ月の平均売上は？1 ヶ月～3 ヶ月前の売上は？平均に対して増減が必ずありますので、その要因は？

(2)利益率

利益率は？前期と比較して当期の利益率は？その増減要因は？今後は上昇 or 現状維持 or 下降見込み？

(3)資金繰り

締日、回収サイト・支払サイトは？現在の借入金額は？月々の返済額は？返済完了日は？

4. 最後に

開業2周年を無事迎えることができました。本当に深く感謝しております。この場を借りて厚く御礼申し上げます。

これからも皆様から信頼され、親しみをもって頂ける事務所となり、未永く皆様のお力となれるように日々精進してまいります。今後ともよろしくお願い致します。

最後に

最後までお読み頂きありがとうございます。

今月の事務所通信はいかがでしたか。

記事についてのご意見・ご質問がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

また、今後の取り上げて欲しいテーマなどございましたら、ご連絡ください。次号に掲載できるかは状況によりますが、極力ご要望に添えるようにします。当事務所としても皆様が必要としている情報を発信していきたいと思っておりますので、テーマのご要望は大歓迎です。

事務所名	武原税理士事務所		
所在地	〒541-0046 大阪市中央区平野町1丁目8番13号 平野町八千代ビル8階		
電話	06-4963-3670	FAX	06-4963-3793
E-Mail	takehara@zeirisi-takehara.com		
URL	http://www.zeirisi-takehara.com		
所属団体等	近畿財務局、近畿経済産業局認定 経営革新等支援機関 公益財団法人ひょうご活性化センター 登録専門家 公益社団法人東納税協会 記帳指導員 株式会社大阪彩都総合研究所 アドバイザー		

☆ スタッフコラム ☆

< 中小企業診断士試験 >

先月号に記載させて頂きました中小企業診断士試験の合格発表が9月9日にありました。

結果は…無事合格！！二次試験は大阪マラソンが開催される10月26日です。

最近バタバタしており正直勉強ができておりません…。試験に向けた納得できる準備はできませんが、現在できる可能な範囲の準備をして試験に臨みたいと思います。(武原)

